

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで  
② 昭和55年7月から同年9月まで

私は、昭和43年9月頃、それまで勤務していた会社を退職したことに伴い、区役所にて国民年金の加入手続を行った。申立期間①の保険料については、自身で区役所へ赴き納付した。申立期間②は、妻が金融機関へ赴き、妻自身の分と私の分を一緒に現金で納付した。申立期間前後の保険料は納付されているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、かつ合わせても9か月と短期間である。

また、申立人は、昭和43年9月の国民年金加入から53年6月の婚姻までは自身が毎月区役所で保険料を納付したと述べているところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、当該期間に係る保険料は申立期間①を除き、全て現年度中に納付されたことが記録されており、申立人が遅滞無く保険料を納付していたことがうかがえることから、申立人の保険料納付の意識は高かったと考えられる。このことから、前後の期間が遅滞無く納付されていたと考えられる申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、婚姻後の夫婦の保険料は申立人の妻が納付したと述べているところ、申立人が婚姻以後居住した区の被保険者名簿から、夫婦の保険料は、基本的に同日に納付されたことが確認できる上、申立期間②に係るその妻の保険料は納付済みであることから、申立期間②も同様に、その妻が

自身の保険料を納付した際に申立人の保険料も併せて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人に係る標準報酬月額の記録を、申立期間①は5万2,000円、申立期間②のうち、昭和46年10月及び同年11月は6万円、同年12月から47年6月までは6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和46年10月1日から47年7月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせで確認できるA事業所に係る標準報酬月額は、申立期間①及び②において、給与から控除されていた厚生年金保険料額と比べて低額であることが分かったので、給与支払明細書において確認できる給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、申立期間①は5万2,000円、申立期間②のうち、昭和46年10月及び同

年 11 月は 6 万円、同年 12 月から 47 年 6 月までは 6 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年7月1日までの期間に係る標準報酬月額を6万4,000円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月21日から46年9月21日まで  
年金事務所で標準報酬月額について確認したところ、申立事業所の標準報酬月額が自分の記憶する給与額より低いため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和44年11月から45年6月までの期間における標準報酬月額については、オンライン記録によると6万円と記録されている。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において、申立人の標準報酬月額は、昭和44年10月の定時決定は「6万4,000円」、同年11月において「年改」と記録されていることが確認できる。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた6人についても、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄に、申立人と同様の記載がされており、オンライン記録においても、昭和44年11月1日に同被保険者名簿どおりの標準報酬月額に改定されていることが確認できる。

なお、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級は、厚生年金保険法により、昭和41年8月から44年10月までの期間は6万円であったが、同年11月から46年8月までの期間は10万円に変更されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額等級の改定時の記録管理は適切に行われていなかったものと認められ、事業主は、昭和44年11月から45年6月までの期間について、6万4,000円

の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6万4,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和41年8月21日から44年11月1日までの期間及び45年7月1日から46年9月21日までの期間について、申立人から提出のあった45年及び46年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険料額及び厚生年金保険料額に雇用保険料額を加算した額とほぼ同額か、これよりも低額であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「申立期間当時の厚生年金保険について、給与額に基づいた適正な届出をし、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考える。」と回答している。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、昭和44年11月1日から45年7月1日までの期間を除き、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月22日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所のC工場からB工場への異動であり、継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D事業所（A事業所が名称変更）の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和36年7月22日にA事業所C工場から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成15年3月から同年8月までは22万円、同年9月から16年8月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から16年9月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間当時の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっていることが分かった。当時、事業主から、会社の経営が苦しいので標準報酬月額を半額にして社会保険事務所に届け出るから協力するように言われたが、控除保険料額に変更は無かったと記憶するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成15年3月から同年8月までは22万円、同年9月は24万円と記録されていたところ、同年9月25日付けで、同年9月1日の定時決定が取り消され、同年3月1日に遡って10万4,000円に引き下げられ、16年8月まで継続していることが確認できる。

また、A事業所の元代表取締役は、「当時、会社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の提案に従って従業員の標準報酬月額を下げたことがあったが、実際の賃金を大幅に下げたことは無い。」と証言しており、オンライン記録において、複数の元同僚の標準報酬月額が、平成15年9月25日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が提出した預金通帳によれば、申立期間のうち、平成15年10月から16年8月までの各月の給与振込額が確認できるところ、ほぼ全ての月において、遡及訂正後の標準報酬月額（10万4,000円）を超える報酬を得ていたことが確認できる上、元同僚が提出したA事業所の給与支給明細書から、

申立期間における報酬月額に大幅な変動は無く、訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額であったことが確認できる。

加えて、元代表取締役の証言及びA事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年9月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実を即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年3月から同年8月までは22万円、同年9月から16年8月までは24万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月22日から21年5月25日まで  
年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が最初に就職した事業所で申立期間より長い期間勤務した被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は、厚生年金保険被保険者台帳において、同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所の職員の指摘により、A事業所における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、私は申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 4 月から 6 年 11 月までは 30 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 12 月 1 日）の後の 7 年 1 月 10 日付けで、5 年 4 月から 6 年 11 月までの期間、15 万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役の一人であったことが確認できるが、当該事業所の元代表取締役は、「申立人は店長として勤務しており、社会保険事務には関与していなかった。給与の支払額や社会保険事務に関する権限は自分にあった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間は、会社を退職し専門学校に通っていたため、お金の無い自分に代わり親が私の国民年金保険料を払うことについて、親とやり取りしたことを覚えている。母親が加入手続や保険料納付をしたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親にも加入手続に係る記憶、保険料の納付時期、納付場所、納付金額、納付方法等に係る記憶は無いとしていることから、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 11 月に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が居住する市にも、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことを示す記録は無く、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間当時学生であり、国民年金の加入は任意であったが、当時、任意加入対象者の加入を推進するキャンペーンが盛んに行われており、それを受けて、両親が加入手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成 7 年に会社を退職し、同年 4 月に国民年金被保険者資格を取得したことに伴い払い出されたものであり、申立期間当時、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人の加入手続は行われたものと推認できる。また、申立人は、申立期間当時、学生であったことから上記加入手続時点では、制度上、任意加入の対象となる申立期間について遡って被保険者資格を取得することもできない。これらのことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付の証拠として、申立人の父親が確定申告を委託していた法人が発行した昭和 54 年分の確定申告証明書並びに 55 年及び 57 年の確定申告書の写しを提出しているが、いずれも社会保険料控除額の総額しか確認できず、申立人の申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

加えて、申立人は、申立人の保険料を納付していたとする両親の昭和 55 年度及び 56 年度の「国民年金保険料納付済通知書兼領収書」並びに市の保

保険料集金の際の本人控えである 55 年度の「国民年金保険料納付組織カード（本人控え）」を提出し、自身も同様に保険料を納付していたはずとする一方で、自身のこれら領収書等については、申立期間直後に勤務した会社に、厚生年金保険への切替えのために年金手帳を提出した際、新しい手帳と引換えに古い手帳と共に処分されたとし、このことにより申立期間に係る記録が無くなったとの主張をしているが、被保険者が所持する年金手帳や領収書等の書類が紛失したことにより、市役所及び国（社会保険庁（当時））でそれぞれ管理されている記録までもが亡失することは考え難い。

このほか、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった頃に父が行い、申立期間のうち最初の 1 か月分のみ父が国民年金保険料を納付した可能性があるが、その後は、私が自身で継続して納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった頃に、申立人の父が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間のうち最初の 1 か月のみ、その父が国民年金保険料を納付した可能性があるが、その後は、申立人自身が納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 5 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、及び申立人の同記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の加入手続は同年 4 月頃に初めて行われ、同手続により、申立人は、申立人の 20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、毎月、市役所で納付したとしているところ、申立人が居住する市において、月単位で保険料を納付することとなったのは昭和 58 年度からであり、申立期間を含む 57 年度までは 3 か月毎に保険料を納付することとされていたことから、申立人の主張とは相違する上、オンライン記録上、保険料が納付済みとされている申立期間直後の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の保険料は、59 年 12 月 1 日に遡って納付されたことが確認でき、同期間の保険料を遡って納付した時点では、



申立期間については既に時効であったため、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間に係る保険料が納付されたことを示す記載は無く、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 8 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 8 月まで

私は、平成 10 年 3 月に会社を退職し国民年金への加入手続を行った際、窓口で付加保険料のことを教えてもらい、通常よりも高い保険料を納付したことを記憶しており、申立期間が定額保険料のみの納付とされ、付加保険料の納付事実が無いとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の国民年金加入手続の際、市役所の職員から勧められ付加保険料の納付の申出をし、申立期間について、毎月、通常よりも多い金額の国民年金保険料を納付していたと述べているが、納付していた金額についての記憶は無く、申立人の居住する市の国民年金電算記録でも、申立期間は定額保険料のみ納付済みとされており、オンライン記録との齟齬も無い。

また、申立人が居住する市によると、電算記録に基づき納付書を発行していることから、電算記録に付加年金加入者であることが登録されていなければ付加保険料を含む納付書は発行されなかったとしており、電算記録上、付加年金加入者であることを示す記録が確認できない申立人に対して、付加保険料を含む納付書は発行されなかった可能性を否定することができない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 2 日から 48 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所B支所からA事業所C支所へ異動した際、申立期間の標準報酬月額が低くなっていたことに気付いた。入社から退職まで、給与は上昇したことはあっても下落したことは無い。従って、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年末調整票を提出しているが、同票に記載された社会保険料控除額（以下「徴収票上の社会保険料控除額」という。）から申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を算出するには、健康保険料等、他の社会保険料の控除額の特定が必要となる。

しかし、A事業所が申立期間当時加入していたD健康保険組合（申立期間当時はE健康保険組合）に照会したところ、「申立期間当時の健康保険の保険料率は不明である。」と回答していることから、健康保険料の控除額を算出することができず、これを補うため、当時の政府管掌健康保険の保険料率を勘案するなどして種々の仮定に基づいた試算を行ったが、結果は同様であった。よって、提出された徴収票上の社会保険料控除額の記載は申立人の主張を基礎づけるものとは認められない。

また、A事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の保険料控除を確認する資料は無い。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料及び証言は得られなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認

できない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 9 日から 49 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 4 月 7 日から 57 年 7 月 10 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

申立期間①はA事業所又はB事業所、申立期間②はB事業所、申立期間③はC事業所に勤務していたので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び事業所名簿では、申立人が記憶している所在地に、A事業所又はB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶する申立期間①当時の複数の同僚について、氏名のうち姓しか覚えておらず、当該同僚を特定することができないため、申立人がA事業所又はB事業所に勤務していた期間についての証言を得ることができなかった。

さらに、申立人がA事業所及びB事業所の事業主であったとする者と連絡が取れず、厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料及び証言を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録から、上述の事業主であったとする者が、初めて厚生年金保険の被保険者となったのは、昭和 49 年 2 月 1 日であり、申立期間①においては、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

申立期間②について、当時のB事業所の取締役は、「申立期間②当時の資料は

ないものの、B事業所は事務所と複数の店舗を所有しており、常時事務所にいる者と店舗の責任者だけを厚生年金保険に加入させていたので、申立期間②において申立人は、厚生年金保険に加入していない。給与は厳格にチェックしており、厚生年金保険に加入していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、オンライン記録において、上述の複数の同僚についても、B事業所での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和49年2月1日から50年6月30日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「自分が代表取締役として、設立時に社会保険と労働保険の手続きをしたことを記憶しているので、申立期間③は、厚生年金保険の被保険者期間である。」と主張している。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿では、商業登記簿謄本に記載されている本店が所在する都道府県内に、C事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間③の一部の期間において、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人がC事業所で一緒に働いていたとする複数の同僚も同事業所に勤務している期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から時期不明

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、履歴書によれば、A事業所のB店に勤務したことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人が書いた履歴書によると、申立人がA事業所C店から同事業所のB店に転勤したことが確認できるのに、転勤後の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。」と主張している。

しかし、A事業所C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同事業所のB店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年2月1日から35年6月30日までに被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間当時、A事業所のB店において被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間において、申立人がA事業所のB店に勤務していたことについて証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は、「申立期間当時から、正社員として勤務していた者の記録は、社員番号を付与して管理しているが、申立人との雇用関係は確認できず、申立人に係る資料も無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月9日から35年6月8日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間も退職することなく継続してA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B職として途中退職することなく継続して勤務していたと主張している。

しかし、A事業所は、「申立期間当時は会社の繁忙期に合わせた臨時的な雇用の者が多かった。社員の氏名が記載された『職員原簿』に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人は臨時的な雇用であったと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の元従業員に聴取したものの、申立人を記憶する者は無く、申立期間における申立人の在籍及び勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所において申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員の被保険者記録は、短期間であり、上述の元従業員の一人は、「自分と同時期に採用された者は、会社の忙しい時期のみの勤務であったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月頃から 40 年 1 月 26 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、申立期間にA事業所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る昭和 40 年 10 月 4 日付けのB町長・C組合理事長連名による3年勤続したとの表彰状及び元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人に係る記号番号の資格取得年月日欄に「40. 1. 26」、事業所整理記号欄にA事業所の整理記号が記録されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所の社会保険事務を担当していた事業主の関係者は、「申立期間当時、従業員の中には厚生年金保険に加入していない者もいた。厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、申立人の夫が申立期間当時勤務していたD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間について、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額の照会を行ったところ、申立期間の標準報酬月額が下がっているとの回答を得た。しかし、給料が下がった記憶はないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間の直前は4万5,000円、申立期間は4万2,000円と低くなっているが、申立人は、申立期間当時、給与が下がったことはないと主張している。

しかし、申立人が提出した「昭和41年給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄の金額は、昭和41年分の「支払金額」から類推できる失業保険料の金額と同年1月から同年12月までのオンライン記録の標準報酬月額から計算した社会保険料の金額の合計額とほぼ一致することから、申立期間のうち同年1月から同年9月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと考えることが自然である。

また、A事業所は既に解散している上、同事業所の後継事業所であるB事業所及びC事業所にA事業所の資料は残っていないため、申立期間当時の標準報酬月額の届出等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1692

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 9 日から 41 年 5 月 28 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「事業所は代理で脱退手当金の手続をしていた。」と証言しており、申立てに係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「退職の際に会社からお金をもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1693

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月頃から 34 年 3 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。  
給与明細書等はないが、友人である A 事業所の同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 事業所は既に廃業しており、申立期間当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、A 事業所には女性の事務員が 1 人いた。」と述べているところ、上述の被保険者名簿において、申立期間当時、A 事業所の厚生年金保険の被保険者となっている女性は確認できない上、申立期間当時、A 事業所の厚生年金保険の被保険者となっている者が記憶する同僚の中にも、上述の被保険者名簿において氏名を確認できない者がいることから、A 事業所では、必ずしも在職する全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 11 月 15 日から 35 年 2 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 2 日から 32 年 3 月 31 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 3 月 31 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者 24 人のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた9人を除く 15 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に資格喪失日から約2か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 32 年 5 月 10 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から45年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。